

○平成22年5月までは3年任期のまま。

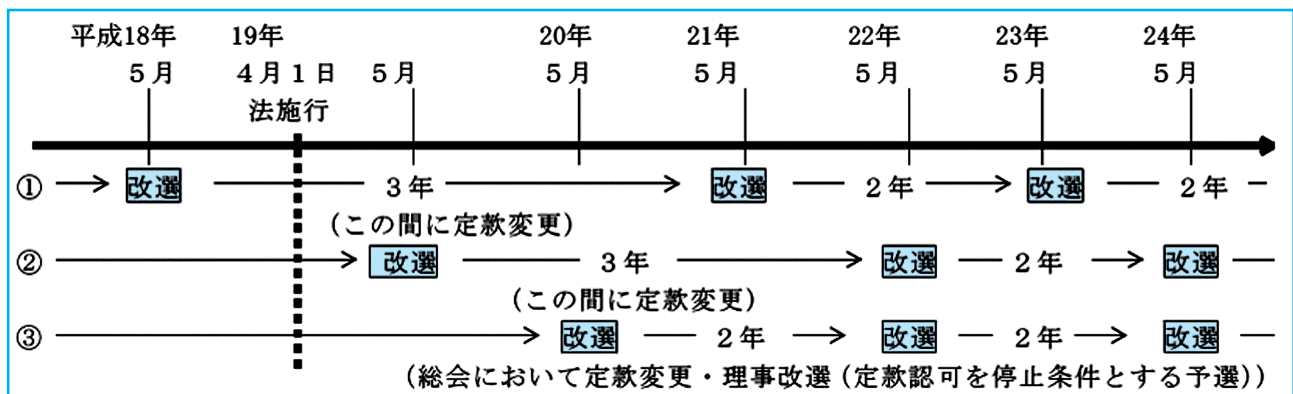
○平成22年5月までの間に定款を変更して2年以内とする。

○平成22年5月の総会においては、2年以内に変更された定款の規定に基づき理事を選出する。これ以降、理事の任期は2年以内となる。

○平成22年5月の総会において、理事の任期を2年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期2年の理事を選出することも可能である。

③平成20年5月に2年任期で改選する場合

○平成20年5月の総会において理事の任期を2年以内とする定款変更の議決と同時に変更の議決をした定款の認可を停止条件として理事の改選を行う。これ以降、理事の任期は2年以内となる。



(2) 組合員数1,000人以下の組合において監事(任期を「3年」としている場合、どのタイミングで4年以内への任期延長・定款変更が可能となるか?)

①平成18年5月に3年任期で改選した場合

○平成21年5月までは3年任期のまま。

○平成21年5月までの間に定款を変更して4年以内とする。

○平成21年5月の総会においては、4年に変更された定款の規定に基づき監事を選出する。これ以降、監事の任期は4年以内となる。

○平成21年5月の総会において、監事の任期を4年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期4年以内の監事を選出することも可能である。

②平成19年5月に3年任期で改選する場合

○平成21年5月までは3年任期のまま。

○平成21年5月までの間に定款を変更して4年以内とする。

○平成21年5月の総会においては、4年以内に変更された定款の規定に基づき監事を選出する。これ以降、監事の任期は4年以内となる。

○平成22年5月の総会において、監事の任期を4年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期4年以内の監事を選出することも可能である。

③平成20年5月に4年任期で改選する場合

○平成20年5月の総会において監事の任期を4年以内とする定款変更の議決と同時に変更の議決をした定款の認可を停止条件として監事の改選を行う。これ以降、監事の任期は4年以内となる。